認可保育所
認定こども園
地域型保育事業

「申し込みに関する Q&A」

令和8年 10 月

問い合わせ先　中央区保育課保育入園係

03（3546）5227・5387・9587（直通）

午前8時 30 分～午後5時（土日・祝日・年末年始を除く）

目次

1	施設選びについて	・・・・・1
2	申し込みについて	・・・・・2
3	転入・転出などに伴う申し込みについて	・・・・・5
4	利用調整について	・・・・・8
5	内定・決定の取消などの注意点	・・・・１０
6	延長保育について	・・・・１１
7	保育料などについて	・・・・１３
8	居宅訪問型保育事業（待機児童向け）について	・・・・１７
9	期間限定型保育事業について	・・・・１７
10	その他	・・・・１７

１　施設選びについて

Q1-1　認可保育所・認定こども園（長時間・保育所部分）は、区立と私立で何か違いはありますか。

Ａ　どちらも国の基準を満たし、都に認可された施設ですが、区立は区が設置・運営（一部は公設民営の指定管理制度を導入）し、私立は社会福祉法人や民間事業者が設置・運営しています。そのため、私立では、保育方針や園の雰囲気などにそれぞれ特色があります。なお、保育料はどちらも無償となっています。

Q1-2　それぞれの保育園について、より詳しく知りたいです。

Ａ　区ホームページに、保育園ごとの簡単な案内を掲載しています。また、認可保育施設の一覧表も掲載しています。

より詳しく知りたい場合は、園の見学をおすすめします。見学は各園のホームページなどでご確認の上、直接園にお問い合わせください。

認可保育所
施設案内

（ページ ID：6630）

区立園の
動画紹介

（ページ ID：4715）

Q1-3　保育園で保育できる曜日と時間を知りたいです。

Ａ　保育園で保育できる日は月～土曜日（祝日・年末年始を除く。）です。時間は保育園ごとに異なります。詳しくは「令和９年度保育園のごあんない」の３４ページをご確認ください。

Q1-4　土曜日の保育はどうすれば利用できますか。

Ａ　保護者（父母どちらも）の就労証明書に土曜日の就労の記載があり、実際に利用日当日に就労しているなど保育の必要性がある日に限り利用できます。その他、保育園ごとに必要となる書類や条件が異なりますので、詳しくは入所された後に直接保育園にお問い合わせください。

Q1-5　保育園を選ぶポイントはありますか。

Ａ　参考として、「よい保育施設の選び方１７のチェックポイント（東京都版）」があります。下記の二次元コードからご確認ください。

よい保育施設の選び方
17 のチェックポイント（東京都版）

２　申し込みについて

Q2-1　申し込みは先着順ですか。

Ａ　先着順ではありません。ただし、申込締切日の直前は窓口が大変混み合いますので、早めのお手続きをおすすめします。郵送（特定記録郵便など）・電子申請も可能です。

Q2-2　申し込みはどこですればよいですか。

Ａ　窓口・郵送・電子申請で受け付けています。

窓口での受付けは、中央区役所６階保育課保育入園係、各特別出張所、中央区保健所、各保健センターで行っています。

また、区内認可保育所・認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所でもお申込みいただけます。ただし、保育施設で申し込む場合は「令和９年度保育園のごあんない」１８ページに記載の「個人番号（マイナンバー）確認」書類と「本人確認」書類の写しを提出する必要があります。

なお、中央区役所６階保育課保育入園係以外では、書類の受領のみとなりご相談・ご質問には対応できません。ご相談等がある場合は保育入園係までお越しください。

郵送で申し込む場合は「中央区役所保育課保育入園係」宛てに受付期間最終日必着でご提出ください。

医療的ケアが必要なお子さんの申し込みは中央区役所６階保育課保育入園係でのみ受け付けています（申し込み前に事前相談が必須です。）。

認可保育所
申し込み手続き

（ページ ID：4723）

窓口混雑状況
当日順番予約
サービス

（ページ ID：14802）

電子申請は
こちら

（ページ ID：17313）

Q2-3　定員に空きのない保育園も希望することはできますか。

Ａ　可能です。申し込み時点で定員を満たしていても、利用調整までに内定辞退や退園などにより欠員が生じ、利用調整対象になる場合があります。申し込み時点の空き状況にかかわらず、通いたい順番で希望する保育園をご記入ください。

Q2-4　希望できる保育園の地域や数に制限はありますか。

Ａ　中央区内の認可保育施設であれば、希望できる保育園の地域や数に制限はありません。ただし、保育園ごとに受け入れが可能な月齢および年齢が異なりますので、事前にご確認の上、お申し込みください。希望園の選び方について詳しくは「令和９年度保育園のごあんない」４１ページをご覧ください。

内定を辞退した場合、申し込みは辞退した月で終了となります。入所を再度希望する場合は、新たに申し込みが必要となるほか、辞退から１年間、調整指数の加算および優先順位の適用はされませんのでご注意ください。転園を辞退した場合も同様の扱いとなりますが、元の園には戻れず、退園となります。

Q2-5　人気のある保育園はどこですか。

Ａ　中央区では保育園の利用申込にあたり、希望園の数に上限を設けていないため、人気のある園や倍率などの統計は取っていません。

Q2-6　希望園の希望順位を上げると、入所しやすくなりますか。

Ａ　中央区の利用調整の方法（Q4-2 参照）では、希望する保育園の順位は、入所しやすさには影響しません。

Q2-7　希望園は複数書いた方がよいですか。

Ａ　希望園に記載がない園には空きがあっても内定しないため、複数の希望園を記載する方が内定する可能性が高くなるといえますが、毎日通うことを考え、通える範囲で記載することをお勧めします。

詳しくは「令和９年度保育園のごあんない」３７、４１ページをご覧ください。

Q2-8　希望園の数は何園ぐらい書く方が多いですか。

Ａ　各家庭により通うことができる範囲が異なるため、一概にお答えはできません。

Q2-9　申し込みをした後、希望園等を変更することはできますか。

Ａ　変更を希望する月の受付期間までに「子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届」に変更内容を記入し、ご提出ください。

兄弟姉妹と同時に申し込んでいる場合の希望条件を変更する際は「兄弟姉妹入所（転園）条件確認表」を併せてご提出ください。

「子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届」及び「兄弟姉妹入所（転園）条件確認表」は、電子申請（LoGo フォーム）により提出できます。

電子申請は
こちら

（ページ ID：17313）

Q2-10　申込締切日時点で父または母が単身赴任中ですが、その単身赴任者が育児休業を取得しています。この場合、利用調整基準表の優先順位３は適用されますか。

Ａ　利用調整は、申込締切日までに提出された書類に記載されている内容を基に実施します。この場合、就労証明書には、産休・育休中欄にチェックがあることから、優先順位３は適用されません。優先順位３の「父または母が会社命令による単身赴任となっている世帯」とは、父または母が、会社命令により家族と離れ単身で勤務するために居住していることが前提となるため、育児休業を取得し、家族と同居している状態では単身赴任世帯には該当しません。

Q2-11　申込締切日時点で父または母が単身赴任中ですが、その単身赴任者の配偶者が「配偶者同行休業制度」を利用し、単身赴任者と同居しています。この場合、利用調整基準表の優先順位３は適用されますか。

Ａ　Q2-10 と同様の理由（父または母が、会社命令により家族と離れ単身で勤務するために居住していることが前提となるため）により、優先順位３は適用されません。

Q2-12　医療的ケアが必要です。申し込みはどのようにしたらよいですか。

Ａ　　中央区の認可保育園では、主治医により集団保育が可能と判断されていることを前提として、医療的ケアが必要なお子さんの申し込みを受け付けています（医療的ケアのうち、人工呼吸器や酸素による管理が必要なお子さんは明石町保育園医療的ケア児専用保育室でのみ申し込みを受け付けています。）。

　提出書類等、通常のお申し込みとは異なる点があります（明石町保育園医療的ケア児専用保育室は対象年齢や受付期間も通常のお申し込みとは異なります。）。入所を希望する方は事前相談に早めにお越しください（受付期間の１カ月前を目安にお越しください。）。また、お申し込みは中央区役所６階保育課保育入園係窓口でのみ受け付けています。

中央区立明石町保育園

医療的ケア児専用保育室

（ページID：14770）

３　転入・転出などに伴う申し込みについて

Q3-1　中央区に転入する予定です。保育園は申し込みできますか。

Ａ　　申込可能です。中央区に直接お申込みください。申込方法の詳細は「令和９年度保育園のごあんない」５０・５１ページをご覧ください。

お住まいの自治体によっては、お住まいの自治体経由で申し込むようご案内される場合がありますが、中央区では自治体経由を不要としておりますので、原則中央区へ直接お申し込みください。

Q3-2　中央区に転入予定で申し込む場合、現在住んでいる自治体の書式で申し込むことはできますか。

Ａ　　中央区の書式でお申し込みください(区ホームページからダウンロードできます。)。現在住んでいる自治体の書式で申し込んだ場合、中央区において必要な事項が不足しているときは、追加で書類を依頼する場合があります。

転入予定の方も電子申請（LoGo フォーム）で申し込むことができます。

電子申請は
こちら

（ページ ID：17313）

Q3-3　中央区に転入予定で申し込みました。利用調整結果の連絡はいつ頃どのように来るのでしょうか。

Ａ　　保育園に入所する月の前月中旬ごろに郵送で連絡いたします。海外からの転入の場合は申し込み時、変更届に日本国内の送付先を記入し、ご提出ください。

ただし、４月入所結果については結果を連絡する時期が異なります。詳細は中央区ホームページまたは「令和９年度保育園のごあんない」１０ページをご覧ください。

Q3-4　中央区に転入予定で申し込みをして内定しました。転入の届出後に何か手続きが必要ですか。

Ａ　　中央区役所１階区民生活課住民記録係または各特別出張所で転入の届出を行った後、利用開始月の前月の最終開庁日の午後５時までに必ず中央区役所６階保育課保育入園係の窓口にお越しいただき、転入の手続きをしてください。受付窓口は中央区役所６階保育課保育入園係のみです。各出張所等では受け付けできませんので、ご注意ください。手続きの際は、来庁される保護者の方の本人確認およびマイナンバーの確認を行います。(本人確認およびマイナンバー確認の際に必要な書類の詳細は「令和９年度保育園のごあんない」１８ページをご覧ください。)。

なお、転入の届出が終わっていても、上記手続きを行わなければ内定辞退とみなします。内定辞退の取り扱いは中央区民と同様です。

また、転入前の自治体で保育園に通っており、中央区の保育園に内定した場合は、内定月の前月末までに転入前の自治体の保育園を退所する必要があります。内定月の前月末までに退所していない場合、内定辞退とみなします。

Q3-5　中央区に転入予定で申し込みましたが、入所できませんでした。この場合、翌月以降も利用調整の対象になりますか。

Ａ　引き続き利用調整の対象となります。

ただし、転入およびQ3-4の手続きがない場合、翌月以降の利用調整は中央区民の利用調整の後に行います。（いずれの場合も申し込みの有効期間内に限ります。詳しくは「令和９年度保育園のごあんない」６２ページをご確認ください。）

Q3-6　中央区に転入予定で申し込みました。支給認定証、入所承諾書（保留通知書）は中央区から届きますか。

Ａ　Q3-4の手続きが済んでいる場合のみ、中央区から送付します。必ず転入およびQ3-4の手続きを行ってください。

Q3-7　転入予定ですが、入所申込書の「育児休業の延長を許容できる」欄にチェックして申し込むと保留通知書は届きますか。

Ａ　Q3-4の手続きが済んでいる場合のみ、中央区から送付します。必ず転入およびQ3-5の手続きを行ってください。保留通知書が必要な一方で予定通り転入できるか分からない場合などには、現在お住まいの自治体にお申し込みや保留通知書の発行についてご相談ください。

Q3-8　転入予定がありません。中央区の保育園を申し込み、保留通知書をもらうことはできますか。

Ａ　要件を満たせば申し込むこと自体はできます（Q3-10 参照）が、その結果、保留となったとしても、中央区から保留通知書の発行はしておりません。保留通知書が必要な場合、現在お住まいの自治体にお申し込みや保留通知書の発行についてご相談ください。

Q3-9　中央区から転出予定です。転出先の保育園の申し込みはどのようにすればよいですか。

Ａ　転出先の自治体に直接お申し込みください。手続きの詳細は転出先の自治体にお問い合わせください。

自治体によっては、中央区を経由して申し込むよう案内する場合がありますが、中央区ではそのような対応は原則として行っておりませんので、その旨をお伝えください。

Q3-10　中央区外に住んでおり、中央区に在勤・在学しています。保育園の申し込みはできますか。

Ａ　父母のどちらかが中央区に在勤・在学されている場合は、３歳児～５歳児クラスでかつ私立認可保育所または私立認定こども園であればお住まいの自治体を通して申し込むことができます。

また、在勤・在学の方の利用調整は中央区民の後に行います。そのため、４月入所希望については、４月第２回の利用調整で選考します。

詳しくは「令和９年度保育園のごあんない」５２ページをご確認ください。

※教育・保育給付認定の有効期間が終了したときまたは中央区内に在勤・在学先がなくなったときは、当該月の末日で退園となります（中央区内に在勤・在学していた保護者が育児休業を取得するときも同様です。）。

Q3-11　海外から中央区の保育園を申し込みたい場合はどうすればよいですか。

Ａ　中央区の必要書類を揃えて、直接お申し込みください。

必要書類はQ3-1（中央区への転入予定の申し込み）と同様です。

また、利用調整基準表（「令和９年度保育園のごあんない」４０ページ参照）の優先順位１２番の適用のため、年間収入申告書および会社発行の給与支給証明書等の提出が必要となります。

なお、外国語で記載された証明書などは、必ず和訳を添付してご提出ください。

また、変更届に日本国内の送付先を記入しあわせてご提出ください。

４　利用調整について

Q4-1　利用調整とは何ですか。

Ａ　保育園の入所（転園）希望者が、保育園の定員を超えた場合には、児童福祉法に基づき入所選考を行います。この選考を利用調整といいます。

Q4-2　入所内定者の決め方（利用調整の方法）を教えてください。

Ａ　利用調整は、「令和９年度保育園のごあんない」３８～４０ページの利用調整基準表に基づき、①基本指数、②調整指数（加点・減点）、③優先順位（同点の場合の順位付け）により、全申込者を歳児・クラス別に順位付けします。その後、１位の方から順に希望園に空きがあるかを見ていき、空きがあった希望園のうち最も希望の高い園に内定することになります。

Q4-3　利用調整はエリア（京橋地域、日本橋地域、月島地域）ごと、または保育園ごとに行うのですか。

Ａ　エリアごと、保育園ごとでは行いません。利用調整は中央区全体で行います。

Q4-4　令和８年４月の利用調整の状況を教えてください。

Ａ　令和８年４月の利用調整の結果については、区ホームページに掲載していますのでご確認ください。

利用調整結果

(ページID：16317)

Q4-5　利用調整指数が何点あれば保育園に入所できますか。

Ａ　利用調整の順位が上位でも希望園に空きがなく入所できない場合や、その逆のケースもあり、何点あれば入所できるか事前にはわかりません。

参考に上記Q4-4の令和８年４月の利用調整結果をご確認ください。

Q4-6　保育園の見学をすると利用調整で有利になりますか。

Ａ　利用調整で有利になることはありません。

Q4-7　利用調整基準表 調整指数 １２「申込締切日から遡って ２ カ月の期間、就労など（産前産後休暇、育児休業および求職中を除く）の理由により申込児が無認可保育施設など（認証保育所、企業主導型保育事業を除く）を有償（週３日以上・１日４時間以上の契約）で利用しており、入所を申し込む場合」とあります。

現在育児休業中ですが、令和９年７月からの入所を申し込む場合、どうすれば適用の対象になりますか。

Ａ　令和９年７月入所の申込締切日は令和９年５月３１日となりますので、令和９年４月１日までに復職しており、かつ令和９年４月１日以前から無認可保育施設等へ通所している方が適用対象となります。またそのことを確認するために、申込締切日までに、復職日の記載がある就労証明書と、施設が発行した受託証明書（区が指定する様式）をご提出ください。

なお本調整指数は、申込時の状況が入所の前月末まで継続されているものとして適用します。確認のため、保育園の入所後に、無認可保育施設等の受託証明書を再度ご提出いただきます。入所の前月末までに無認可保育施設等を退所した場合は、申込時と入所内定時の状況に差異があるため、入所内定の取消または退園となります。

Q4-8　利用調整基準表の調整指数の番号 12 の「無認可保育施設など（認証保育所、企業主導型保育事業所除く）」には、一時預かりやベビーシッターは含まれますか。

Ａ　対象となります。ただし、受託証明書と併せて、申込締切日まで預けている実績がわかる書類を添付する必要があります。

なお、ベビーシッターは、国が認める基準（認可外保育施設指導監督基準）を満たす旨の証明書の交付を受けている事業者または全国保育サービス協会、東京都ベビーシッター利用支援事業に登録がある方に限ります。知人や親族によるものは対象になりません。

5　内定・決定の取消などの注意点

Q5-1　家庭や仕事の状況について、入所（転園）の申込時と内定または決定時点で差異があった場合はどうなりますか。

Ａ　入所前であれば内定取消、入所後であれば判明した月の月末をもって退園になります。

なお、転園前に内定取消となった場合、元の園に継続して在園することはできず、退園となります。

Q5-2　産後休業・育児休業明けからの復職予定で利用申し込みをしています。入所後、育児のための短時間勤務制度を取得する場合、Q5-1 の差異に該当し、入所（転園）の内定取消または退園になりますか。

Ａ　復職予定で申し込みをしている方については、復職後に短時間勤務制度を利用する、しない、または未定のいずれの場合においても原則として就労証明書に記載された「雇用契約上の通常就労日数・時間」を基に利用調整指数を決定します。入所後に「雇用契約上の通常就労日数・時間」の変更がなければ、短時間勤務制度を利用しても内定取消または退園にはなりません。ただし短時間勤務制度を利用する場合でも、Q5-3 にあるとおり、月４８時間以上の就労が必要です。

なお、申込締切日時点で現に時間短縮制度を利用して就労中であった場合は、短時間勤務制度における就労日数・時間を基に利用調整指数を決定します。

Q5-3　入所後に保護者の就労時間が短くなったことなどにより、保育園を退園になることがありますか。

Ａ　就労のため保育園に通う場合、月４８時間以上の就労が必要です。この時間より就労時間が短くなった場合、「就労」認定から「求職活動」認定への認定変更の手続きが必要です。「求職活動」と認定された期間中（３カ月）に月４８時間以上の就労が確認できないと退園になります。

Q5-4　内定を辞退した後、新たに申し込みは必要ですか。その場合、どのように利用調整にかかりますか。

Ａ　新規申込が必要です。その場合、内定を辞退した月から１年間は、利用調整における調整指数の加算および優先順位は適用されません。

例えば、令和９年５月利用調整の内定を辞退した場合は、令和 10 年４月利用調整まで調整指数の加算および優先順位は適用されません。

Q5-5　入所後に再度就労証明書などを提出する必要があるのですか。

Ａ　入所前に送付される案内文書をご確認いただき、該当する書類を提出してください。申込時と入所後の就労状況等の実態に差異があることが確認された場合や、期限までに書類の提出がなく保育が必要であることが確認できない場合には、退園となります。

6　延長保育について

Q6-1　お迎えが間に合わない場合、どうしたらよいですか。

Ａ　就労等の理由で、通常の保育時間内にお迎えが間に合わない場合は延長保育のご利用をご検討ください。

①　月極延長保育

※保育短時間の場合、月極延長保育はありません。

②　スポット延長保育

詳しくは区ホームページまたは「令和９年度保育園のごあんない」６９ページをご覧ください。

延長保育を希望する方へ

(ページ ID：4717)

Q6-2　延長保育は土曜日も利用できますか。

Ａ　①　月極延長保育は、両親がともに就労などで保育の必要性がある場合に限り土曜日も利用できます。利用の際には別途、園から書類の提出を依頼することがあります。

②　スポット延長保育については、土曜日は利用できません。

Q6-3　延長保育を申し込みたい場合はどうすればよいですか。

Ａ　①月極延長保育を申し込みたい場合は、「月極延長保育申込書」とタイムカードなどの直近３カ月の会社を退勤した時間がわかる書類を在園（内定）している保育園に提出してください。受付期間は利用希望月の前月の 20 日まで（20 日が休日にあたる場合は、前開園日が期限となります。）です。なお、私立の保育園においては、受付期間が異なる場合があります。詳細は在園（内定）している保育園にご確認ください。

②スポット延長保育を申し込みたい場合は、申込方法などを在園（内定）している保育園にご確認ください。

Q6-4　延長保育は希望者全員が利用できますか。

Ａ　月極延長保育、スポット延長保育ともに園ごとの定員が設定されています。また、１歳児クラス以上のお子さんが対象です。ただし１歳児クラス以上のお子さんであっても同じ園に０歳児クラスの弟妹がいる場合は利用することができません。利用要件（「令和９年度保育園のごあんない６９ページ参照」）に該当しない場合や定員を上回る希望があった場合は、利用ができないことがあります。

なお、月極延長保育料に滞納がある世帯は月極延長保育の利用が制限される場合があります。

Q6-5　月極延長保育は、残業で保育園のお迎え時間に間に合わない以外の理由でも申し込みができますか。

Ａ　定時に退社しても、通勤時間がかかるためお迎え時間に間に合わない場合は申し込みが可能です。買い物、家事、余暇または習い事などの入所要件以外の理由による延長保育の利用はできません。

Q6-6　区立保育園のスポット延長保育利用券を紛失した場合、再発行はできますか。

Ａ　保育園にご相談いただき､｢スポット延長保育利用券再発行願｣を提出してください。別番号の利用券を発行します。発行後は前の利用券は使えませんので、紛失したものが見つかった場合、保育園にご提出ください。

Q6-7　区外に転出予定です。転出後も引き続き区内の保育園に通う予定ですが、延長保育も継続して利用できますか。

Ａ　月極延長保育およびスポット延長保育は、区外へ転出後も継続して利用することができます。

Q6-8　兄姉が延長保育を利用している園の０歳児クラスに弟妹の入所が決まりました。兄姉は延長保育を継続して利用できますか。

Ａ　兄姉の延長保育は継続利用できません。０歳児クラスでは延長保育を利用できず、下の子のお迎えを保育標準時間内に行うこととなるため、兄姉の延長保育利用は解除となります。下の子が入所する前月末日までに Q6-9 に記載の手続きを行ってください。

Q6-9　月極延長保育が必要なくなった場合は、どのような手続きをすればよいですか。

Ａ　「子どものための教育・給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届」に月極延長保育を解除する旨と解除希望月を記載し、利用解除を希望する前月末日までに保育園にご提出ください。

Q6-10　月極延長保育、スポット延長保育利用の際は、午後７時３０分より前にお迎えに行かないほうがよいですか。

Ａ　予定より早めにお迎えできる場合は、早めにお迎えをしてください。延長保育時間が終了するまでお迎えを控える必要はありません。

Q6-11　月極延長保育を産前産後休業に入る直前まで利用したいのですが可能ですか。

Ａ　産前産後休業・育児休業を取得する日の前日まで利用可能です。産前産後休業・育児休業を取得した月内に月極延長保育の解除手続きを行ってください。

なお、月極延長保育料は、月の途中までの利用の場合でも１カ月分がかかります。

7　保育料などについて

Q7-1　保育園に入ってからどのような料金がかかりますか。

①保育料・・・令和７年９月から、保育料は無償となっています。

②給食費（副食費）・・・令和５年４月から、給食費（副食費）は無償となっています。

※ただし、区外の認定こども園（短時間・幼稚園部分）および新制度移行幼稚園の場合は、取扱いが異なります。徴収の有無や納付方法等については園にお問い合わせください。

③延長保育料・・・月極延長保育料、スポット延長保育料は無償ではありません。利用する場合は料金が発生します。

④実費相当分に係る費用・・・日用品や行事に係る費用等について実費相当分の費用が随時生ずる場合があります。詳しくは通われる園にお問い合わせください。

Q7-2　区立と私立の認可保育所・認定こども園（長時間・保育所部分）で月極延長保育料の金額は違いますか。

Ａ　１８時３０分から１９時３０分まで（月島聖ルカ保育園は１９時１５分まで）の延長保育料は同額です。

１９時３０分以降に月極延長保育を行っている施設では、料金を各施設で定めています。なお、地域型保育事業の延長保育料については各施設で設定しています。

Q7-3　月極延長保育料に補食代も含まれていますか。

Ａ　含まれています。なお、スポット延長保育（１８時３０分から１９時３０分まで）の場合も同様です。

Q7-4　月極延長保育料はいくらですか。

月額０円から６，４００円までで、お子さんの歳児クラスや保護者の区市町村民税（４月から８月までの月極延長保育料は前年度の、９月から翌３月までの月極延長保育料は当該年度の区市町村民税）を基に決定します。詳しくは、「令和９年度保育園のごあんない」８０ページをご覧ください。

Q7-5　住宅ローン控除やふるさと納税により区市町村民税が減額されれば、月極延長保育料は安くなりますか。

Ａ　月極延長保育料等算定の際は、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄付金税額控除などの税額控除の適用はありません（調整控除のみ適用されます。）。

Q7-6　当該年度の１月１日に海外にいたので区市町村民税が決まっていません。月極延長保育料はどうなりますか。

Ａ　年間収入申告書および会社発行の給与証明書などをご提出いただき、それを基に区市町村民税相当額を区で算出した上で決定します。提出がない場合、最も高い階層とみなして算出します。

Q7-7　年度の途中で税申告等により区市町村民税が変わりました。月極延長保育料も変わりますか。

Ａ　年度内に限り、変更後の区市町村民税を基に再計算しますので「子どものための教育・保育給付認定変更認定申請書 兼 申請内容変更届」によりお申し出ください。

なお、再計算の結果、月極延長保育料が変わらない場合もあります。

Q7-8　離婚や結婚をした場合、月極延長保育料に変更はありますか。

Ａ　離婚や結婚後の世帯構成に基づき月極延長保育料を再計算する必要があるため、月極延長保育料が変更になる可能性があります。「令和９年度保育園のごあんない」６４ページ記載の②ご家族に関する書類をご覧いただき、必ず手続きを行ってください。

なお離婚が成立（離婚調停中）していても父と母が同居している場合など、月極延長保育料の再算定を致しかねる場合があります。

Q7-9　月極延長保育料が最高額で決定されました。再計算はしてもらえますか。

Ａ　年度内に必要な手続きが完了した場合に限り、当該年度内の月極延長保育料についてさかのぼって再計算をします。

Q7-10　３月末に中央区に転入し、４月から入所・月極延長保育を利用します。月極延長保育料通知が届きましたが、最高額で決定されています。なぜですか。

Ａ　区市町村民税が不明の場合、月極延長保育料は最高額で決定されます。

主な理由としては、確定申告や住民税の申告がされていない場合が多いです。所得がなかった場合にも住民税の申告が必要です。また給与所得者の場合は、給与支払者が給与の報告を行うため本人による申告は不要ですが、育児休業中など給与の支払いがなかった方については給与支払者による報告がなされない場合が多いため、ご注意ください。

また区外からの申し込みの場合は、課税証明書（海外にいた方は年間収入申告書等）の提出がされていないことによって、区市町村民税が不明となっている可能性があります。それぞれに必要な手続きについては「令和９年度保育園のごあんない」８０ページをご覧ください。

Q7-11　月極延長保育料の決定通知はいつ送られてくるのですか。

Ａ　区立認可保育所、区立認定こども園に通う方に対して、例年４月中旬（４月～８月分）と８月中旬（９月～翌３月分）に一斉発送を行います。年度の途中に利用を開始するお子さんに対しては、利用開始の前月末頃にお送りします。

なお、月極延長保育料の金額等について、区立認可保育所、区立認定こども園に通う方には区よりお知らせします。私立認可保育所、私立認定こども園、地域型保育事業所の場合は園よりお知らせします。

Q7-12　月極延長保育料はどのように支払えばよいですか。

Ａ　区立認可保育所、区立認定こども園の月極延長保育料の納付は原則口座振替となります。毎月月末（月末が土日祝日の場合は翌営業日）に引き落としとなります。「認可保育所保育料預金口座振替（自動払込）依頼書」を区より送付しますので、お手続きください。お手続き後、口座振替が可能となるまでの間は、金融機関やコンビニなどに納付書を持ち込み、お支払いください。

なお、私立認可保育所、私立認定こども園、地域型保育事業所の保育料は園の指定した方法でお支払いください。

Q7-13　口座振替の登録ができる金融機関を教えてください。

Ａ　区ホームページに掲載していますので、ご覧ください。

金融機関一覧

(ページID：4720)

Q7-14　口座振替で月極延長保育料を支払った場合、領収書はもらえないのですか。

Ａ　区では領収書を発行していません。ただし、申請に基づき保育所保育料徴収証明書を発行します。「保留通知書・徴収証明書等発行依頼書」を区にご提出ください（電子申請可）。

なお、口座振替のデータが区に到着するまで時間がかかるため、発行できるのは引き落とし日から２～３週間後となります。

Q7-15　登録済みの振替口座を変更したい場合はどうすればよいですか。

Ａ　「認可保育所保育料等口座振替（自動払込）依頼書」に記入し、金融機関の確認を受けた上で、２枚目の区役所保管用のみを区にご提出ください。

※楽天銀行を希望の方は、３枚とも区にご提出ください（金融機関への提出は不要です。）。

Q7-16　月極延長保育料を口座振替で納めています。残高不足だったときは翌月にまとめて引き落とされますか。

Ａ　引き落としは当月分のみとなり、翌月にまとめて引き落とすことはできません。納付書をお送りしますので、速やかに区へご連絡ください。なお、残高不足となった場合、原則として督促状の送付対象となりますのでご了承ください。

Q7-17　月極延長保育保育料を滞納した場合、どのようなことになりますか。

Ａ　納期限までに納付が確認できない場合は、ご自宅に督促状・催告書を送付するとともに、電話・文書による催告も行います。

また、月極延長保育の利用が制限される場合があります。

Q7-18　保育所を長期欠席した場合、月極延長保育料は安くなりますか。

Ａ　１日も登園がない月でも１カ月分の月極延長保育料がかかります。月途中の退所や１日だけの在籍でも同様です。ただし、お子さんのケガや病気や保護者の里帰り出産のため月の初日から末日まで登園できない場合は、月極延長保育料がかからない場合がありますので、区にお申し出ください。詳しくは、「令和９年度保育園のごあんない」７０ページをご覧ください。

Q7-19　月極延長保育を月の途中で辞めた場合、月極延長保育料の還付はありますか。

Ａ　月極延長保育は月単位の利用となっているため、日割計算による還付は行っていません。

Q7-20　スポット延長保育料は園により異なりますか。

Ａ　１８時３０分から１９時３０分まで（月島聖ルカ保育園は１９時１５分まで）のスポット延長保育料は同額です。１９時３０分以降にスポット延長保育を行っている施設では、施設により料金は異なります。

Q7-21　スポット延長保育料はどのように支払えばよいですか。

Ａ　区立保育園（八丁堀・十思・堀留町保育園、京橋・晴海こども園を除く）のスポット延長保育料は現金支払いかキャッシュレス決済による支払いが選べます。

現金支払いの場合は、スポット延長保育利用券（5 回分）を購入していただきます。園で納付書を受け取り、納付書に記載の金融機関でお支払いください。

キャッシュレス決済の場合は、スポット延長保育利用後のお迎えの際にスマートフォンで決済していただきます。クレジットカードまたは PayPay のみ利用可能です。利用するためには LoGo フォームのアカウント登録が必須となります。

公設民営園（八丁堀・十思・堀留町保育園、京橋・晴海こども園）・私立認可保育園については、直接園にお問い合わせください。

Q7-22　区立保育園（八丁堀、十思、堀留町、京橋こども園、晴海こども園を除く）のスポット延長保育の利用券（２，０００円）を購入しましたが、退園する時に利用していない分がある場合は還付されますか。

Ａ　還付請求することができます。スポット延長保育料還付請求書兼口座振替依頼書（指定様式）、スポット延長保育利用券（原本）を提出することでご指定の口座に還付します。

なお、請求者は父母どちらでも可能ですが、請求者・口座名義人は同一人であることが必要です。氏名が異なる場合は請求者の委任状が必要となります。

スポット延長保育料の返金について

(ページ ID：4717)

8　居宅訪問型保育事業（待機児童向け）について

Q8-1　居宅訪問型保育事業の利用申し込みはどのようにするのですか。

Ａ　　認可保育施設に２園以上申し込み、待機（見込み含む。）となっている０歳児（生後５７日以上）から２歳児クラスまでの児童が対象となります。受付期間や必要書類等の詳細は区ホームページや「令和９年度保育園のごあんない」３６ページをご覧ください。申し込みは電子申請（LoGo フォーム）でも受け付けています。

居宅訪問型保育事業

（ページ ID：4807）

Q8-2　居宅訪問型保育事業の利用調整はどのようにするのですか。

Ａ　　認可保育施設の利用調整後、入所保留となっている方で居宅訪問型保育事業を申し込んでいる方について、区の利用調整に準じて利用の可否を決定します。

Q8-3　保育者は毎回同じ人が自宅に来て保育をしてくれますか。

Ａ　　保育者は固定ではなく、複数人がローテーションを組んで保育を行います。
１日につき、２～３名の保育者が入らせていただく場合があります。

Q8-4　区から居宅訪問型保育事業を利用できると連絡がありました。この後どのような手続きが必要ですか。

Ａ　　区から運営事業者に内定者の連絡先を伝え、運営事業者から直接、連絡が入ります。その後、面談の際に保育室の環境と広さを確認した上で利用決定となります。
なお、本事業は運営事業者との直接契約となります。

9　期間限定型保育事業について

Q9-1　期間限定型保育事業の利用申し込みはどのようにするのですか。

Ａ　　期間限定型保育事業は保育必要量が標準時間で認定され、認可保育施設に申し込み、待機（見込み含む。）となっている１歳児クラスまたは２歳児クラスの児童が対象です。募集状況や必要書類等の詳細は区ホームページや「令和９年度保育園のごあんない」３５ページをご覧ください。申し込みは電子申請（LoGo フォーム）でも受け付けています。

期間限定型保育事業

（ページ ID：16097）

10 その他

Q10-1　認証保育所の保育料補助について知りたいです。

Ａ　　申請方法などの詳細は、認証保育所保育料補助金のおしらせ冊子や区ホームページをご覧ください。

認証保育所
保育料の補助

（ページ ID：4790）

「令和９年度　保育園のごあんない」区ホームページ
（ページ ID：16297）